

## 投資情報

### 商務部通知による、外商投資企業への出資に関連する 重要事項の明確化

#### ～「商務部、外資審査承認管理の改善に関する通知」の施行～

2014年3月1日より改正施行された「会社法」(以下、“改正法”と表記)を受け、国务院や工商行政管理局から相次いで補充通達が施行されています<sup>1</sup>。一方において、これまで商務部門からの補充通達等は公布されておらず、外商投資企業に対して、授權登録資本金制度への移行、出資払込み期限の有無、総投資額と登録資本金比率の維持、或いは出資金払込み時の出資検証報告書(驗資報告書)の要否等の重要事項についての取扱いが不明な状態でした。

今般、「商務部、外資審査承認管理の改善に関する通知」<sup>2</sup>(以下、“同通知”と表記)により、商務部門においても改正法に則った補充通達が公布されました。同通知は、従来の実收資本(実際の払込資本金)に基づく登録資本金制度から、将来払込む予定の資本金総額、出資方式、出資期限等を定款に記載し、登記するという授權登録資本金制度に移行することを規定しています。これにより、外商投資企業の設立時における登録資本金や払込み期限等の審査が不要となりました。一方で、外商投資企業に対しては、総投資額と登録資本金比率が維持されることが明確になるなど、これまでに公布された国务院や工商行政管理局等の法律法規との齟齬の解消が図られると共に、重要事項に関する取扱いが明確化されています。

同通知の内容は、“外資に対する審査承認”と、“商務部の外資に対する統計(の計測方法)”に大別されます。前者は、新制度下での登録資本金や出資金等の取扱いについて定めています。後者は外資の投資に関する統計の計測方法を、企業が作成する出資証明のデータに基づくものとし、当該出資証明の記載すべき内容等を定めています。同通知の詳細は以下の通りです。

#### 1. 外資に対する審査承認

“外資に対する審査承認”に関しては、主として従来からの登録資本金制度から授權登録資本金制度への移行を受け、登録資本金や出資金、払込み期限等に関する詳細を定めています。

<sup>1</sup> 改正「会社法」及び補充通達の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.134号(2014年1月)、Vol.136号(2014年3月)」を参照のこと。

<sup>2</sup> 2014年6月17日付け公布(商務部による対外公表は、2014年6月24日)。

具体的には、外商投資企業の初回の出資比率、現金出資比率及び出資期限に関する制限や規定を取消するとし、設立時などに実施されていた当該項目の審査を不要としています。同通知では、併せて“引受出資額、出資方式、出資期限は、企業の出資者(或いは株主、発起人)により自主的に決定し、併せて合弁(合作)契約、定款中に明記すると共に、各級商務主管部門は回答書(批復)において上述内容を明確にしなければならない”と定めていますので、実務的には当該項目に関する審査が行われる可能性もあり、今後の実務運用を注視する必要があります。

また、特定業種において、法律、行政法規及び国务院の決定により最低登録資本金額に別途規定がある場合を除き、最低登録資本金の制限を取消すると定めています。

出資払込みに関する取扱いに関しても、授權登録資本金制度を前提にする旨が明記されており、“暫定的に授權登録資本金登記制度を実施しない業種”以外は、企業の登録資本金の払込み状況の審査承認を行わないと決めましたので、原則、出資検証が不要となります。

(【暫定的に実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度を継続する業種】一覧は別表を参照のこと)。

但し、2014年3月1日以前に認可を受けた外商投資事項は、出資者が原契約や定款に基づき、出資義務を履行しなければならないと定められています。もし変更が必要であれば、出資者は商務主管部門に対して申請し、各級商務主管部門が同通知の関連要求に基づき、審査承認を行うと定められていますので、注意が必要です。

尚、企業の登録資本と総投資額の比率は、「中外合弁企業登録資本金と総投資額比率の暫定規定」及び、その他現行の有効規定に合致しなければならないと定められています。従いまして、外商投資企業に対する総投資額概念が維持されると共に、登録資本と総投資額の比率にも変更がないことが明確化されました<sup>3</sup>。

## 2. 商務部の外資に対する統計(の計測方法)

同通知には、“商務部の外資に対する統計”との項目があります。外商投資企業により作成する出資証明は、商務部門の対外経済統計の計測手段として定められたものです。

<sup>3</sup> 同通知では「国家奨励発展の内外資プロジェクト確認書」と「外商投資企業の輸入更新設備、技術と部品(配件)証明」の手続きは、商資発 [2006]201号に基づき実施するとも定められていますので、奨励類プロジェクトに対する輸入設備の関税の免税措置も、引続き、総投資額を免税枠の上限として維持されます。

企業は、出資後に「会社法」、「中外合弁経営企業法実施条例」、「中外合作経営企業法実施条例」等の法律法規の要求に従い、出資者に対して出資証明書を発行します(出資証明書に記載すべき項目は、右表の通り)。

企業は、投資者に出資証明書の発行後30日以内に、公印押印済の出資証明書副本及び、出資内容と関連する証明資料を所在地商務主管部門に併せて提出しなければならないとされています。出資証明資料の一例として、例えば、現金出資或いはクロスボーダー人民元での出資の場合、企業は銀行の入金帳(或いは、同等の効力を有する文書)等の提出が要求されます。

**【出資証明書に記載すべき項目】**

- 企業名称
- 設立日時
- 登録資本
- 出資者(株主)名称と氏名
- 出資方式
- 払込み出資金額或いは提供する合作条件の内容
- 払込み出資日時
- 出資証明書の番号と照合日時

尚、各級商務部門は出資証明書に記載された出資方式、出資金額、貨幣種別、出資時間等を実行ベースの投資統計に計上します。

### 3. 今後の動向

同通知により、商務部門においても出資検証を始めとした重要項目が明確化されました。これにより工商行政部門、商務部門は原則、改正法の内容に則った形となり、通達間の整合が一段と図られました。

現時点では、外貨管理部門においては、改正法の改正項目を反映させた補充通達の公布がない状態であり、外貨資本金の人民元転時などに、実務的な対応が必ずしも一致していません。今後、当該出資証明が出資検証報告書の代用となるのか、或いは、別途、外貨管理部門の補充通達により、人民元転時の必要書類が簡素化されるのか、不明の状態です。

現状では、外貨資本金の人民元転時に、出資検証報告書の提出の要否が分かれるケースも見られるなど、必ずしも実務的に整合が取れておらず、同部門からの補充通達も待たれる状況です。

別表:【暫定的に実収資本(実際の払込資本金)に基づく登録資本金制度を継続する業種】

業種(企業名称)	根拠法
募集方式により設立する株式会社	会社法
商業銀行	商業銀行法
外資銀行	外資銀行管理条例
金融資産管理会社	金融資産管理会社条例
信託銀行、財務公司、金融リース会社、自動車金融会社、消費者金融会社、マネーブローカー会社、村鎮銀行、貸付会社、農村信用合作社、農村資金互助社	銀行業監督管理法
証券会社	証券法
先物会社	先物取引管理条例
基金管理会社	証券投資基金法
保険会社、保険專業代理機構と保険ブローカー	保険法
外資保険会社	外資保険会社管理条例
直販会社	直販管理条例
対外労務合作企業	対外労務合作管理条例
融資性担保会社	融資性担保会社管理 暫定弁法
労務派遣企業、質屋業、保険資産管理会社、小額貸付会社	2013年10月25日国务院第 28回常務會議決定

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited